二　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第七項第二号に規定する工事（以下「エネルギー使用合理化設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号（この号において単に「告示」という。）第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計）を乗じて得た金額（エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額（当該エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の居住者がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。

| 工事の種類 | 単位当たりの金額 |
|---|---|
| 告示第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事 | 集熱器一平方メートルにつき十四万円 |
| 告示第一項第二号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事 | 一件につき三十九万一千四百円 |
| 告示第二項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事 | 一件につき九万八千四百円 |
| 告示第三項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事 | 一件につき三十九万三千二百円 |
| 告示第四項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事 | 一件につき百七十二万八千七百円 |
| 告示第五項に規定するガスエンジン給湯器の設置工事 | 一件につき四十七万八千六百円 |
| 告示第六項に規定するエアコンディショナーの設置工事 | 一件につき九万一千二百円 |

本文に次の一号を加える。

四　一般断熱改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が租税特別措置法第四十一条の十九の三第四項第一号イに規定する新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける前三号に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用の額の合計額（当該合計額が同項第一号又は第二号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同項第一号イ又は第二号イに定める改修工事限度額を超える場合には、当該改修工事限度額）及び当該旧消費税額等に対応する標準的な費用の額の合計額（当該合計額が同項第一号又は第二号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同項第一号ロ又は第二号ロに定める改修工事限度額を超える場合には、当該改修工事限度額）とする。

**附　則**

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一号中「工事の種別及び地域の区分」を「工事の種別及び地域区分」に、「（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成十八年経済産業省国土交通省告示第三号）別表第1に掲げる地域の区分をいう。）」を「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物（平成二十五年経済産業省国土交通省告示第一号）別表第4に掲げる地域区分をいう。）」に改める部分及び第一号表中「地域の区分」を「地域区分」に、「Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域」を「1から8地域まで」に、「Ⅰ及びⅡ地域」を「1、2及び3地域」に、「Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域」を「4、5、6及び7地域」に、「Ⅰ、Ⅱ及びⅢ地域」を「1、2、3及び4地域」に、「Ⅳ及びⅤ地域」を「5、6及び7地域」に、「Ⅰから Ⅵ地域まで」を「1から8地域まで」に改める部分は、平成二十五年十月一日から施行する。

2　居住者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋（当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。）を平成二十六年四月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

**○経済産業省国土交通省告示第五号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第十項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第七項第一号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を次のように定めたので告示する。

平成二十五年五月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第七項第一号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備は、次のとおりとする。

1　次に掲げる太陽熱利用冷温熱装置

一　冷暖房等及び給湯の用に供するもののうち、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A四一一二に適合するもの（蓄熱槽を有する場合にあっては、日本工業規格A四一一三に適合する太陽蓄熱槽を有するものに限る。）

二　給湯の用に供するもののうち、日本工業規格A四一一一に適合するもの

2　潜熱回収型給湯器（ガス又は灯油の消費量が七十キロワット以下のものであり、かつ、日本工業規格S二一〇九又はS三〇三一に定める試験方法により測定した場合における熱効率が九十パーセント以上のものに限る。）

3　ヒートポンプ式電気給湯器（定格加熱能力を定格消費電力で除して算出した数値の平均値が三・五以上のものに限る。）

4　燃料電池コージェネレーションシステム（発電及び給湯の用に供するものであって、日本工業規格C八八二三に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が〇・五キロワット以上一・五キロワット以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が五十度以上、発電効率が三十五パーセント以上及び総合効率が八十五パーセント以上のもの又は日本工業規格C八八四一―三に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が〇・五キロワット以上一・五キロワット以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が六十度以上、発電効率が四十パーセント以上及び総合効率が八十五パーセント以上のものに限る。）